

平成26-28年度総合研究結果の概要

【主治医と産業医の連携に関する有効な手法の提案に関する研究】

研究代表者 横山和仁(順天堂大学医学部衛生学講座)

研究分担者 齊藤光江・谷川 武・松平 浩・竹村洋典・遠藤源樹
綿田裕孝・福田 洋・桑原博道・小田切優子

研究成果の要旨

1. 主治医・産業医・臨床系学会/研究班への調査から、連携の成功/失敗事例分析を行い、頻度・起点・方法・コスト処理の実態を明らかにした。また連携の効果・非連携の不利益、推進因子を明らかにした。産業医の主治医との連携頻度は、事業場に連携様式がある場合や産業看護職がいる場合各々オッズ比4.2, 5.6で有意に高い。
2. 連携ツールの開発とその効果評価を行う介入研究を実施した。
3. 復職(3次予防)・重症化予防(2次予防)の観点で、各疾患(がん・生活習慣病・睡眠呼吸障害・難病・運動器・精神疾病)特性を抽出
4. 主治医調査や法倫理的課題分析の結果や関係者の意見を集約し、産業医・主治医・事業者向けそれぞれ3種類の「連携ガイド」を策定
5. 特にプライマリケア医向けの連携推進教育リーフレット・DVDを開発

産業医・産業保健スタッフの皆さん

主治医・プライマリケア医の皆さん

産業医・産業保健スタッフのための
主治医・医療機関との連携ガイド

治療と職業生活の両立支援をめざして 主治医・医療機関との連携を図りましょう

治療と職業生活の両立支援をめざして 産業医・患者の職場との連携を図りましょう

「治療と職業生活の両立」とは、「病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を失うことなく、また、治療の必要性を理由として職業生活を妨げられることなく、適切な治療を受けながら、生活と仕事を続けられること」です。産業保健スタッフが効果的な両立支援を行うためには、事業場内外の関係者との円滑な連携が重要です。必要に応じて両立支援できる連携体制を、まず、行いましょう。

「治療と職業生活の両立」とは、「病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を失うことなく、また、治療の必要性を理由として職業生活を妨げられることなく、適切な治療を受けながら、生活と仕事を続けられること」です。主治医の先生の負担は増すばかりですが、慢性疾患を抱え、外来通院と仕事を両立したいと考える患者が増えていきます。Sick Note（病休証明書）に加え、Fit Note（就業・復職見舞）の主治医作成は、海外でも導入されています。まず、両立支援および患者の健康・産業医との連携での主治医の役割を知り、患者から依頼された場合に有用な意見書が作成できるように活用ください。

- 1 衛生委員会等で両立支援の基本方針や具体的な対応方法を検討し、労働者に周知します
- 2 両立支援の研修を事業場で実施し、事業者が両立支援に取り組みやすい環境を整えます
- 3 関係者は、「どんな病気か」より「職場で何ができずに困っているか」の視点をもちます
- 4 両立支援に関する相談窓口を明確にし、産業医や産業保健スタッフの活用を呼びかけます
- 5 個人のプライバシーを守って相談できる体制を整備し、労働者に周知します
- 6 両立支援に関する、人事労務担当者・産業保健スタッフ等の役割分担を明確にします
- 7 両立支援で活用できる柔軟な休職（復職）制度を整備し労働者に周知します
- 8 健康診断の事後措置や緊急対応で連携する地域医療機関の特徴を把握し、紹介状を整備します
- 9 健康・両立支援プログラム作成時に産業医を活用し、使用する意見書と運用を整備します
- 10 主治医との連携の窓口（産業保健スタッフが望ましい）と運用を整備します
- 11 主治医との連携で使う様式を整備し、コストを考えた書類の運用を整備します

- 1 仕事を理由とした治療機会への格差がないよう、治療方針の提示の際に留意します
- 2 治療を理由とした職業生活への格差（本人の意に反した辞職）を減らそう。患者の健康と利益でできる休職・勤務（復職）・経済的支援制度を踏まえたと治療指示を図ります
- 3 長期化した病状では、産業医など患者の職場との連携で中間評価をめぐらせる検討します
- 4 労務が形だけで連携に全く貢献がないときは、院内の多職種や連携ツールを活用します
- 5 連携の窓口や情報管理に不安があるときは、依頼として本人を介した連携としますが、確認が求められる「どんな病気か」より「職場で何ができずに困っているか」の視点です
- 6 主治医負担のコストは、文書料として患者に請求しますが、企業や健保が負担する仕組みもあります



企業経営者・人事労務担当者の皆さん

治療と職業生活の両立支援のため、産業医を活用し

主治医・医療機関との連携を図りましょう

「治療と職業生活の両立」とは、「病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を失うことなく、また、治療の必要性を理由として職業生活を妨げられることなく、適切な治療を受けながら、生活と仕事を続けられること」です。事業者が従業員の両立を支援するためには、社内での方針や、事業場内外の関係者との円滑な連携が重要です。必要に応じて両立支援できる連携体制を、まず、行いましょう。



- 1 まず事業者が、両立支援に取り組みやすい環境を整え、産業医等を活用し研修会を開きます
- 2 衛生委員会等を活用し、具体的な支援体制や方法を検討して従業員に周知します
- 3 関係者は、「どんな病気か」より「職場で何ができずに困っているか」の視点をもちます
- 4 両立支援に関する相談窓口を明確にし、産業医や産業保健スタッフの活用を呼びかけます
- 5 個人のプライバシーを守って相談できる体制を整備し、労働者に周知します
- 6 両立支援に関する、人事労務担当者・産業保健スタッフ等の役割分担を明確にします
- 7 両立支援で活用できる柔軟な休職（復職）制度を整備し労働者に周知します
- 8 産業医を活用し、緊急対応等で連携する地域医療機関の特徴を把握して紹介状を整備します
- 9 健康・両立支援プログラム作成時に産業医を活用し、使用する意見書と運用を整備します
- 10 主治医との連携の窓口（産業保健スタッフが望ましい）と運用を整備します
- 11 主治医との連携で使う様式を整備し、コストを考えた書類の運用を整備します

両立支援・連携体制チェックシート

チェック項目	○はい ×いいえ
1 衛生委員会等で治療と職業生活の両立支援に関する基本方針や具体的な対応方法について検討し、事業者の承認を得たうえで、すべての労働者に周知していますか？	
2 両立支援に関する研修を労働者や管理職に対して実施し、意識啓発を行っていますか？ 事業者は、治療をしながら仕事を続ける労働者を受け入れるという態度を示していますか？	
3 関係者は、「どんな病気か」ではなく「職場で何ができるか・できないか」という視点で、両立支援を希望する労働者に接していますか？	
4 両立支援に関する労働者からの相談窓口は明確ですか？	
5 個人のプライバシーを守って相談できる体制ができていますか？	
6 両立支援に関する、産業保健スタッフ・人事労務担当者・衛生管理者・管理監督者の役割分担は明確ですか？	
7 両立支援で活用できる、事業場内の休暇や勤務制度、経済的な支援制度について、労働者に周知されていますか？	
8 健康診断の事後措置や、急病発生時に連携する事業場周辺の地域医療機関について、特徴を把握し、リストができていますか？ また紹介時に使用する様式を整備していますか？	
9 職場復帰/両立支援プログラムが作成されており、労働者や管理職に周知されていますか？プログラムの中で、産業医の関与（職場復帰の可否や就業配慮の判断として）が明示されており、産業医意見書の様式が整備されていますか？	
10 医療機関の主治医やリハビリ機関（リワーク施設他）との医療情報の連絡窓口になる担当者が決まっていますか？	
11 両立支援での情報収集の際、主治医との連携で使用する様式は整備されていますか？本人の同意を得ていることを示す欄は含まれていますか？ 情報の授受に関して、書類の取り扱いやコスト面での検討はなされていますか？	

はたらく私の
生活習慣病連携ノート
～元気に安心して働くために～
(第1版)

